

余裕金等の運用方針について (第 6 号議案説明資料)

2023年2月1日

電力広域的運営推進機関

- 「電気事業法」第28条の5 4 並びに「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第15条の1 5 及び第41条の規定により余裕金等の運用を実施する。
- 余裕金等の運用を行う場合は、運用を開始する前までに余裕金等運用方針を策定し、理事会、評議員会及び総会の議決を経るとともに、余裕金等運用方針に則った余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。
- 運用の結果等については、理事会、評議員会及び総会に報告を行う。
- 今回は、2023年度の余裕金等運用方針についてご説明する。
 - （2022年度からの変更点は、余裕金等の一部の運用期間を延長することで運用益の増加を図り、もって納付金に充てる額の拡大を図る観点から、譲渡性預金の運用期間を現在の1か月サイクルに3か月サイクルを加えることとする。）

（注）2023年度は、再エネ納付金の運用を予定しており、それ以外の運用は予定していない。

2023年度余裕金等運用方針

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の運用については、以下のとおりとする。
- 納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、元本保証の安全性※及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。
 ※ 金融機関の破綻リスクを除く。
- 運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

(参考資料)

(参考) 納付金運用の年間スケジュールについて

■ 納付金運用の年間スケジュールは以下のとおり。

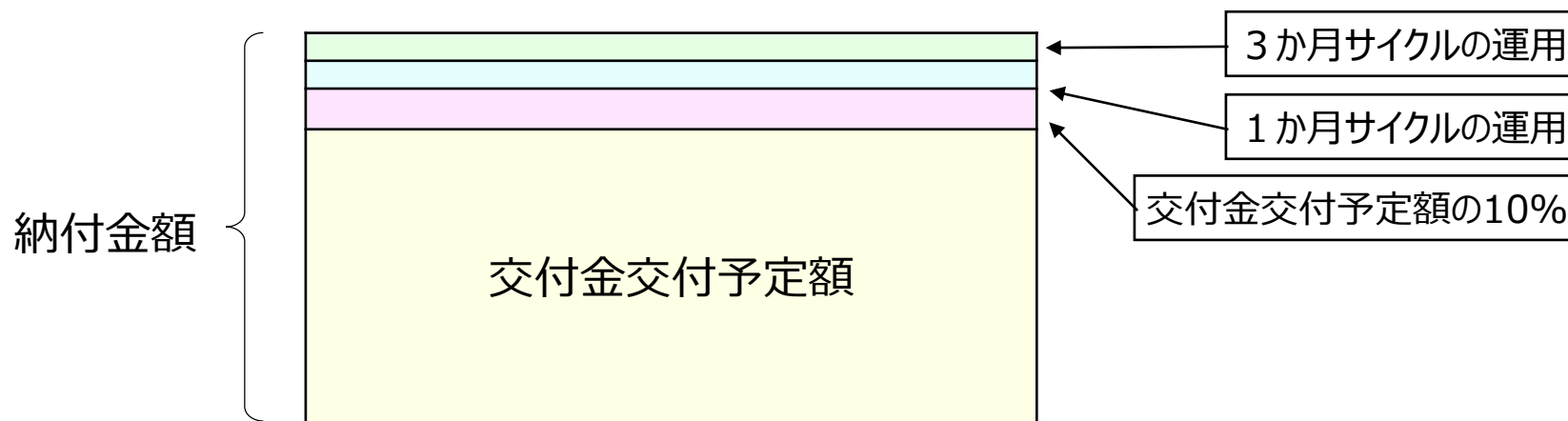
※日程は現在の見込です。

区 分	2022年度			2023年度												2024年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
余裕金等 運用方針	理事会 ➡	評議員 会 ➡	総会 ➡											理事会 ➡	評議員 会 ➡	総会 ➡			
余裕金等 運用計画			理事会 ➡													理事会 ➡			
運 用 (1か月、3か月)	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡	申込 ➡
運用結果及び 運用経過の報告				理事会 ➡	評議員 会 ➡	総会 ➡											理事会 ➡	評議員 会 ➡	総会 ➡
運用動向の報告				理事長 ➡									理事長 ➡				理事長 ➡		

(参考) 納付金の運用イメージ

- 納付金の運用を行うにあたっては、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%（交付金予定額+交付金予定額の10%）を除いた額を運用する。
- 運用方法は、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。

譲渡性預金：第三者に譲渡することができる無記名の定期預金証書



- 2022年度（4月～12月）の納付金額及び交付金額をもとに3か月サイクルを加えた運用シミュレーションを行ったところ、1か月サイクルの運用額が安定的に得られることで流動性が確保され、かつより多くの運用益が見込まれる割合として50%を採用する。
- 交付金額は必ずしも納付金額の内数に収まるものではなく、上記運用方法では健全な業務運営の遂行が懸念される兆候が見える場合は、上記運用方法に関わらず臨機応変な対応を行う。

- 現在運用を行っている金融機関の運用利率は、2022年11月より、3か月未満は0.001%、3か月以上は0.002%となっている。

(2022年10月まで)

区 分	運 用 期 間	
	1か月未満	1か月以上
運用利率	0.001%	0.002%

(2022年11月より)

区 分	運 用 期 間	
	3か月未満	3か月以上
運用利率	0.001%	0.002%

(参考) 運用期間の一部延長に伴う運用益の比較

- 譲渡性預金の運用期間を、現在の1か月サイクルから、1か月サイクルと3か月サイクルの組み合わせにすることにより、運用益の増加を図り、延いては納付金に充てる額の拡大が見込まれる。

- 【前提】 ○ 1か月あたりの運用額は100億円とし、運用利率は1か月運用を0.001%、3か月運用を0.002%とする。
- 例1は、1か月サイクルを3か月間運用した場合。
 - 例2は、1か月サイクルと3か月サイクルの組み合わせで3か月間運用した場合。

(例1)

区分	運用額	運用日数	運用利率	運用益
4月分	100億円	30日	0.001%	8千円
5月分	100億円	31日	0.001%	8千円
6月分	100億円	30日	0.001%	8千円
計				2万4千円

(例2)

区分	運用額	運用日数	運用利率	運用益
4月分	50億円	91日	0.002%	2万4千円
4月分	50億円	30日	0.001%	4千円
5月分	50億円	31日	0.001%	4千円
6月分	50億円	30日	0.001%	4千円
計				3万6千円

(参考) 余裕金等について

- 『電気事業法』で余裕金の運用が、『再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法』で解体等積立金及び納付金の運用が規定された。

電気事業法（第28条の54）	
余裕金の運用	（業務上の余裕金）
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（第15条の15、第41条）	
解体等積立金の運用	（解体等積立金管理業務の積立金）
納付金の運用	（調整交付金交付業務、供給促進交付金交付業務の納付金）

- 余裕金等の運用は、有価証券の保有、金融機関への預金及び金銭の信託による。

有価証券（国債、地方債、政府保証債）の保有
金融機関（銀行、長期信用銀行、全国を地区とする信用金庫連合会 など）への預金
金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるもの）

○電気事業法（昭和39年法律第170号）

（総会の決議事項）

第28条の33 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
（略）

五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

○定款

（理事会の構成・役割）

第36条 （略）

5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
（略）

十九 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

(参考) 関連条文 (1 / 5)

○電気事業法 (昭和39年法律第170号)

(余裕金の運用)

第28条の5 4 推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他経済産業省令で定める方法

○広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令 (平成27年経済産業省令第12号)

(余裕金の運用方法)

第19条 法第28条の5 4 第3号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭の信託 (元本の損失を補てんする契約があるものに限る。) とする。

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)

(解体等積立金の運用)

第15条の1 5 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和18年法律第43号) 第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。) への金銭信託

(納付金の運用)

第41条 第15条の1 5の規定は、納付金の運用について準用する。

(参考) 関連条文 (2 / 5)

○会計規程

(資金の調達及び運用)

- 第14条** 本機関は、法第28条の5第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債の発行（広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。）をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 2 本機関は、法第28条の54に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。
- 3 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の15及び第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金の運用を行うことができる。

○余裕金等の運用業務の細則に関する規程

(目的)

- 第1条** 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の54の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。

(基本方針)

- 第2条** 本機関における余裕金等の運用にあたっては、会計規程に従うとともに、原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
- 2 再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置については、その使用目的は交付金の支払いに限定し、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

(参考) 関連条文 (3 / 5)

(預金口座の区分管理)

第3条 本機関は、余裕金等を区分した経理ごとに口座を設定し管理するものとし、同一経理内においても、必要に応じて資金使途や保有形態等資金管理の目的ごとに口座を設定し管理するものとする。

2 本機関における同一経理内での口座の区分設定・管理は、総務部会計室長の責任において行うものとする。

(適用される財産)

第4条 本規程が適用される財産は、本機関の保有する財産のうち、銀行その他経済産業大臣が指定する金融機関への預金をいう。

(余裕金等の運用の方法)

第5条 本機関の余裕金等の運用の方法は、次のとおりとする。

- (1) 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券（以下「債券等」という。）の保有
- (2) 経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

(金融機関等の選択の基準及び競争性の導入)

第6条 本機関は、預金の預け入れ先又は債券の購入先となる金融機関等の選択に際しては、財務内容や格付け等の指標に基づき、経営分析を行った上で決定するものとする。

2 本機関は、余裕金等の運用において、複数の金融機関等による引き合いなど、公平・公正な競争を導入する等、収益性を高める方法を原則として採用する。

(運用期間)

第7条 本機関の余裕金等の運用の期間は、次のとおりとする。

- (1) 債券 原則として償還まで10年までとし、最長でも20年までとする。
- (2) 預金（決済性預金を除く。） 原則として1月までとし、最長でも1年までとする。

(債券の取得価格)

第8条 債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする（ただし、金利情勢により主要購入対象銘柄が額面価格を超え、債券購入の余地がない場合又は大きく額面価格を上回らない場合（額面価格から1%を上回らない場合）には、額面価格を超える水準で取得できるものとする。）。

(参考) 関連条文 (4 / 5)

(満期保有の原則)

第9条 本機関は、債券や決済性預金以外の預金（定期性預金）での保管・運用を行う場合は、満期保有を原則とする。ただし、以下に掲げる場合には、理事会の議決を経て、債券の償還前売却や預金の解除を行うことができるものとする。

- (1) 債券の発行体の信用状態が著しく悪化した場合
- (2) 税法上の優遇措置が廃止された場合
- (3) 交付金支払い等の資金需要や目的に従って、資金を取り崩す場合
- (4) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、本機関に起因しない事象が発生した場合

(流動性の確保)

第10条 本機関は、余裕金等の運用にあたって、本機関の運営に支障が生じないように手元流動性に十分配慮するものとする。

(余裕金等運用計画)

第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。

(運用の動向把握)

第12条 理事長は、少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過の動向把握を行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(理事会・評議員会・総会への報告)

第13条 理事会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。

2 評議員会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。

3 総会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。

(参考) 関連条文 (5 / 5)

(資金の借入れ)

第14条 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。

2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から法第28条の5第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。

(金融機関等との取引)

第15条 金融機関等との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事会の議決を経るものとする。